

第1号議案 - 1

広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、次のとおり提案します。

平成31年3月27日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

【広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則の一部改正】

1 提案の要旨

平成31年3月定例会で、新たに設置することを承認された職について、他の職との混同を避けるため名称を変更することとし、広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則の所要の改正を行う。

2 改正内容

「学校ワークサポート職員」を「学校事務アシスタント」に変更する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

広島県教育委員会規則第 号

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十二年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則（平成三十一年広島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定中「学校ワークサポート職員」を「学校事務アシスタント」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>広島県立高等学校等管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第二項中「及び給食調理員（非常勤）」を「給食調理員（非常勤）及び学校事務アシスタント（非常勤）」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>17 学校事務アシスタントは、上司の命を受け、庶務事務等に関する補助的業務に従事する。</p>	<p>広島県立高等学校等管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第二項中「及び給食調理員（非常勤）」を「給食調理員（非常勤）及び学校ワークサポート職員（非常勤）」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>17 学校ワークサポート職員は、上司の命を受け、庶務事務等に関する補助的業務に従事する。</p>